



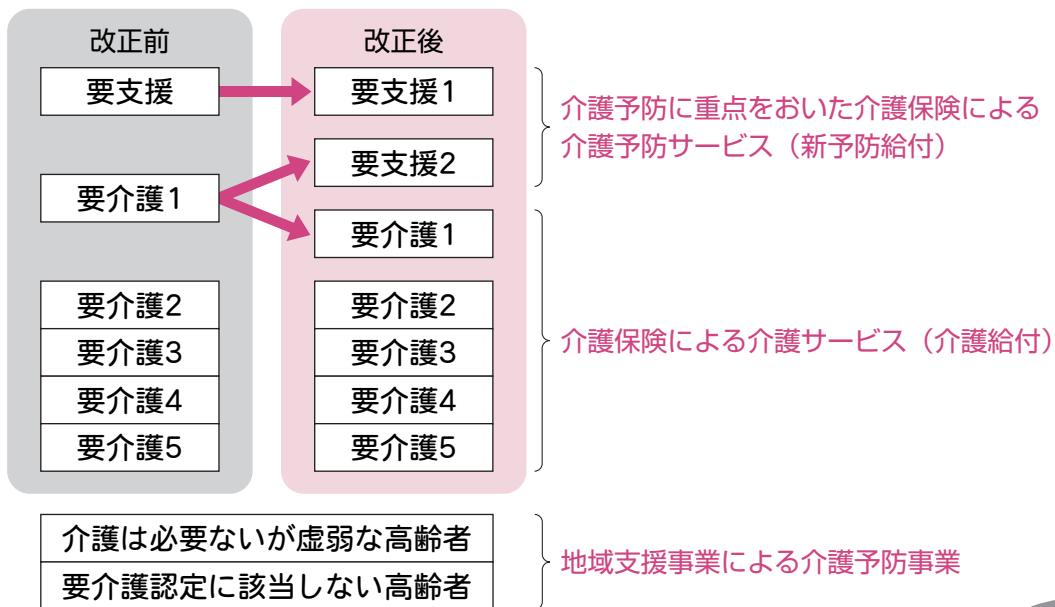
平成18年4月から介護保険制度が改正されます

平成12年4月にスタートした介護保険制度は、まもなく6年を迎えます。この間の社会情勢の変化やいっそう進展する高齢化を踏まえて、介護保険制度を今後も持続可能なものとするために、大きく改正されます。

今回の制度改正では、介護予防に重点をおいたサービスが充実したものになります。また、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加に対応する地域密着型サービスや、介護予防に関する業務などを行う地域包括支援センターが設置されるなど、新たなサービス体系が創設されます。

要介護認定区分が変わります

- ・要介護状態区分がこれまでの6段階から7段階になります。要介護1相当の方のうち、その状態の維持または改善の可能性があると判断された方は要支援2となります。すでに要介護・要支援認定をうけている方は更新認定の際に新しい認定区分が適用されます。



新しい予防給付が始まります

- ・要支援1・要支援2と判定された方のサービスには、筋力向上や栄養改善、口腔機能の向上など介護予防を目的とした内容が組み込まれます。また、この介護予防サービスのプラン作成は、すべて18年4月に設置予定の地域包括支援センターが行います。

※今月号から、介護保険制度改正特集を3回に分けて掲載します。

問い合わせ先……大安庁舎 介護保険課 ☎78-3518 FAX78-1114